

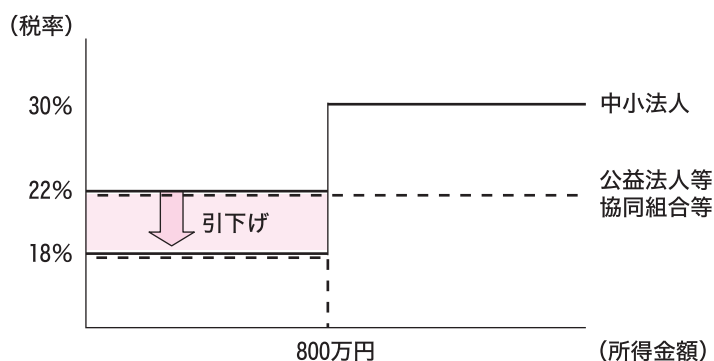
中小企業関係税制

中小企業等の軽減税率を引き下げることとします。また、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとします。

中小法人等の軽減税率の引下げ

ポイント

- ☑ 中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%（現行22%）に引き下げることとします。



中小法人等の欠損金の繰戻し還付の実施

ポイント

- ☑ 中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとします。

欠損金の繰戻し還付制度

前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで今年度赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができる制度です。

(繰戻し還付の仕組み)

